

2005.01.18

塗装小委員会委員 高戸 満

(社団法人日本自動車工業会 工場環境部会)

VOC 塗装小委員会への提案

【裾切り基準について】

- ① 吹付塗装の乾燥施設は参考資料表 3 からみて、50 t 排出しているものではなく、除外施設とするべき。
- ② 乾燥・焼付炉については、基本は排風機的能力で裾切りを定めるべき。排風機がない場合に限り送風能力を使うことが妥当である。
資料 3-1 にある、“潜在的に施設外への送風も可能な設計になっている場合”の中に、「爆発防止が目的である燃焼ガスのパージについては除外」と明記していただきたい。
- ③ 用語定義に「製造に供する施設に限定」という項目を追加して欲しい。実験用、試験用等、年にほとんど使用しないものも対象になり、測定頻度との整合性もとれなくなる。

【濃度基準について】

- ① 新設の基準値については、EUの基準からみてもトップランナーレベルの数値である。
当初の答申内容から見ると厳しい数値と言わざるを得ない。
- ② 濃度基準設定のベースは実測値を考慮されたものであるが、成分による濃度補正は行っていないように思われる。
成分補正のルール化が定まった時点で、全ての類型あわせて濃度基準補正の議論が必要である。
- ③ 塗装設備における排気再循環をしている省エネ設備においては、濃度算出において風量補正を政省令等で明記して欲しい。

【猶予期間】

古い設備については作り変えでの対応が必要な施設もあり、品質確保・ライン稼動確保を前提に改造を行う場合は、車のフルチェンジ（約6年）の対応期間が必要である。

以 上